

蒲郡市訪問入浴サービス事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第3項に規定する地域生活支援事業として実施する訪問入浴サービス事業（以下「事業」という。）について必要な事項を定めるもので、身体障害者等の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害者等の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「身体障害者等」とは、居宅において常に臥床し、自宅の浴室で入浴することが困難な65歳未満の身体障害者及びこれと同等程度の身体状況にある障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「施行令」という。）別表に掲げる特殊な疾病の者をいう。

(対象者)

第3条 訪問入浴サービスの利用対象者は、次の各号に該当する身体障害者等で、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく訪問入浴介護を受けることができない者とする。

- (1) 市内に居住している者
- (2) 医師が入浴可能と認めた者
- (3) 健康上入浴に支障がない者

(事業内容)

第4条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 入浴、清拭及び洗髪等
- (2) 血圧、脈はく及び体温等の測定による健康管理
- (3) 健康相談、助言指導及びその他必要な処置

2 入浴の回数は、対象者の希望により週2回までとする。

(申請)

第5条 訪問入浴サービスを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、訪問入浴サービス利用申請書（第1号様式）とともに医師の証明書（第2号様式）、利

用者状況書（第3号様式）及び承諾書（第4号様式）を添付して市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の訪問入浴サービス利用申請書を受理したときは、その内容を審査し、派遣の可否を決定して、訪問入浴サービス利用決定通知書（第5号様式）又は訪問入浴サービス利用却下通知書（第6号様式）により申請者に通知するものとする。

（届出）

第6条 前条第2項による決定の通知を受けた者又はその家族（以下「利用者等」という。）は、利用者等の状況に変更が生じた場合、速やかに市長に届け出なければならない。

（遵守事項）

第7条 利用者等は、入浴に際して次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 入浴をするときは、1名以上の付添人を付け入浴に立会うこと。
- (2) 入浴する者は、入浴前に入浴の可否を意思表示し、付添人がこれを確認すること。
- (3) 係員の指示に従うこと。

（入浴の停止又は廃止）

第8条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、入浴を停止又は廃止することができる。

- (1) 入浴により心身に悪影響を及ぼすおそれがあるとき。
- (2) 前条各号のいずれかに反する行為があったとき。
- (3) 事業実施上支障のある行為があったとき。
- (4) 死亡、転出又は病院に入院し、若しくは施設に入所したとき。
- (5) その他訪問入浴サービスの必要がなくなったと認められるとき。

- 2 市長は前項の規定により、入浴を停止又は廃止した場合は、申請者に通知するものとする。

（事業の委託）

第9条 市長は、この事業の目的を達成するため、事業を団体等に委託することができる。

（委託を受けた者の責務）

第10条 前条の規定により委託を受けた者（以下「委託事業者」という。）は、こ

の事業の趣旨を常に念頭に置き、事業を実施するとともに、その職務上知り得た秘密を他に漏らさないよう努めなければならない。

(費用の負担)

第11条 利用者等は、事業の利用に係る経費の1割の額を市長又は委託事業者に支払うものとする。

(負担上限月額)

第12条 利用者等の負担上限月額は、施行令第17条の定める額とする。

(高額地域生活支援給付費)

第13条 利用者等が同一の月にこの要綱に定める事業の利用に要した費用の額、法第29条に規定する指定障害福祉サービス(介護給付費及び訓練等給付費)に要した費用の額、法第76条に規定する補装具の購入又は修理に要した費用の額、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の2に規定する障害児通所サービスの利用に要した費用の額、介護保険法(平成9年法律第123号)第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスのうち介護保険法施行令(平成10年政令第412号)で定めるサービスの利用に要した費用の額、蒲郡市障害児・者日常生活用具給付事業実施要綱に定める用具等の購入又は住宅改修に要した費用の額、蒲郡市地域生活支援事業実施要綱に定めるサービスの利用に要した費用の額及び蒲郡市重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業実施要綱に定めるサービスの利用に要した費用の額の合計額が、施行令第17条又は同令第43条の3で定める額のうちいずれか高い額を超えるときは、当該利用者等に対し、高額地域生活支援給付費を支給する。

2 高額地域生活支援給付を受けようとする者は、高額地域生活支援給付費支給申請書(第7号様式)により市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の申請を受理した場合は、内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに高額地域生活支援給付費を支給するものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成18年10月1日から適用する。

2 改正前の要綱に基づき訪問入浴サービスを利用していた者は、この要綱に基づく訪問入浴サービスを引き続き利用できるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年1月8日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の蒲郡市訪問入浴サービス事業実施要綱の規定による諸様式用の紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。